

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する サービス継続支援事業に係る事前協議書の作成について

- 事前協議書は原則郵送にてご提出ください。

- 法人名、代表者名

申請を行う法人の名称と代表者名を記入し押印してください。

- 担当者名、所属、連絡先

事前協議書の内容の確認の後、本申請の方法等についてご連絡させていただきますので、実際に申請書の作成作業を行う事務担当者等をご記入下さい。

- 1 補助を必要とする理由

補助対象となる事案の経過等について簡潔にご記入下さい。

(例) 令和4年4月●日に●●施設において感染者が発生し、施設の消毒作業を行った。その際、消毒液等を購入するとともに職員に超過勤務手当を支給した。

(例) 令和3年12月●日～●日にかけて、普段実施している通所サービスに替えて、訪問サービスを実施した。その際に訪問にかかる交通費や超過勤務手当、損害賠償保険への加入料が発生した。

(例) 令和4年10月●日に感染者が発生し休業した▲▲事業所の利用者を積極的に受け入れ、必要なサービスを提供した。その際に職員の超過勤務手当や交通費などのかかり増経費が発生した。

- 2 補助金にかかる消費税仕入控除について

本事業の補助金として明石市が支払った額に補助対象の物品等の消費税が含まれていた場合、補助を受けた事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることとなります。したがって、補助金により支払った消費税を含めて仕入税額控除を受けるときは、当初からその額を減額して補助申請を行うか、消費税仕入れ控除額の確定後、補助金を返還する必要が

あります。ただし、消費税の課税対象でない場合、本事業で課税仕入れを行っていない場合、確定申告時に個別対応等を行って当該課税仕入れ分を含めず税額控除を受ける場合についてはその必要はありません。（※チェック欄にチェックなし。）

○ 3 寄付金、他の補助金、その他収入の状況について

今回の補助対象事業を実施するにあたり、寄付金や他の補助金を受けている。また、残存物品の売却などにより収入を得ていた場合などはその金額を所要額から控除して申請を行っていただく必要がありますので、該当する場合はチェックをお願いします。

○ 4 補助金申請額

- ・（様式2）の申請額計（g）欄の合計から消費税仕入控除税額（①）と寄付金等の額（②）を差し引いた額を補助申請額として記入して下さい。
① ②ともに0円（チェック欄にチェックなし）の場合は申請額計（g）欄の合計額が補助申請額となります。